

景観形成支援事業実施要綱
景観形成支援事業実施要綱運用基準
景観形成支援事業実施細則
専門家派遣事業関連規程ほか

令和8年4月1日

公益財団法人兵庫県まちづくり技術センター

■もくじ

令和8年4月改正の概要	I
景観形成支援事業メニュー一覧	II
修景助成活用の流れ	III
●景観形成支援事業実施要綱	1-1
●景観形成支援事業実施要綱運用基準	2-1
・別表2 範囲	2-16
●景観形成支援事業実施細則	3-1
・図 申請等事務フロー図	3-8
・別表 提出書類等一覧	3-10
・様式	3-13
・様式例	3-42
●景観支障建築物等除却・改修助成事業実施要領	3-2-1
・図 申請等事務フロー図	3-2-3
・別表 提出書類等一覧	3-2-4
・様式	3-2-5
・様式例	3-2-13
●景観形成支援事業評価・助言委員会設置要綱	4-1
●専門家派遣事業関連規程	5-1
・まちづくり専門家バンク[景観アドバイザー部門]設置・登録要綱	5-1
・景観アドバイザー派遣・景観形成策定等支援に関する事務手順	5-7
・景観アドバイザー等派遣用務規程	5-12

令和8年4月1日施行

《景観形成支援事業 実施要綱等改正および運用基準等の改正について》

1 主な改正内容

限られた予算を効率的かつ効果的に活用するため、景観施策の実施主体や文化行政との棲み分けを踏まえ、以下の見直しを行う。

- ・歴史的景観形成地区内において、和瓦葺きや漆喰塗りなどの伝統的意匠とする基準が定められていない場所（いわゆるバッファゾーン）は、行政が歴史的景観形成を指導していないことから、助成限度額を一般建築物等修景助成並に引き下げる。（＝景観形成基準と修景助成との連動）
- ・景観行政団体等については、地区住民への支援を含め主体的に景観施策を実施することとされていることから、市町の随伴助成を要件化（センター助成は従来の1/3から1/6へ）し、かつセンター助成は市町助成額を限度とする。 ※昨年度に要綱改正済みの令和8年度施行分
- ・文化財保護法に基づく伝統的建造物群保存地区は、本来、文化財補助制度で支援されるべきものであり、制度見直しが行われないうまま景観形成支援事業による支援開始から既に20年が経過していることから、助成対象の適正化を図るため助成を廃止する。

2 各規程の改正内容の詳細

規程名称	改正箇所	改正内容
1 実施要綱	1-4～8頁	(歴史的景観形成建築物等修景助成の助成限度額) ・伝統的意匠基準が設定されていないゾーンの助成限度額の引き下げ (「330万円」を一般建築物等修景助成と同額の「75万円」とした) ・市町条例にもとづく景観形成地区等は、市の随伴助成を要件化。(センター助成率を1/6にするとともに市町助成額をセンター助成の限度額とした)
2 実施要綱 運用基準	2-2、3頁 別表1	・伝統的建造物群保存地区内の建物及び登録文化財にかかる修景助成を廃止
	2-5頁	・「軽微な変更」の定義を改定
	2-6頁	・高額助成(150万円超)案件にかかる評価・助言委員会審査を廃止
3 実施細則	別表1	・助成金交付申請提出書類に「委任状」を追加
	申請様式	・所要の文言修正 (例:交付決定番号のローマ字表記を漢字に修正。R → 令和 など)
4 景観支障 建築物等 実施要領	申請様式	・所要の文言修正 (例:交付決定番号のローマ字表記を漢字に修正。R → 令和 など)

景観形成支援事業一覧

(令和8年4月1日改正)

修景助成事業		単位 千円										
支援項目	適用地区等							備考	助成対象項目	助成率	限度額	一敷地あたり限度額
	景観形成地区(景)	景観形成等住民協定地区(景)	地区整備計画認定地区(緑)	広域景観形成地域(景)	星空景観形成地区(景)	広域景観モデル地区(広)	景観形成重要建造物等(景)					
歴史的景観形成建築物等修景助成	歴							【条例等】 景：景観条例(県・市町) 緑：緑条例(県) 広：屋外広告物条例(県) 【景観形成地区の種類】 歴：歴史的景観形成地区 住：住宅街等景観形成地区 ま：まちなか景観形成地区 沿：沿道景観形成地区 【広域景観形成地域の種類】 【沿】：沿道型 【重】：景観形成重点区域	基本・実施設計費及び工事監理費	1/3	600	*3,300
								建築物の外観の修景に係る工事費(門塀、かき、柵、擁壁等含む)	1/3	3,300		
								共同施設の整備				
								ポケットパーク				
								ストリートファニチャー(ベンチ、公衆電話ボックス等)	1/3	600		
								公共サイン(案内地図、施設誘導板等)等				
								屋外広告物の整備				
								屋外広告物の工事費及び改修費	1/4	100		
								(広告景観モデル地区指定後5年間優遇措置)	1/4	250		
								自動販売機の修景助成				
								要：自販機景観基準				
								自動販売機を壁面に揃えるために、機器の設置場所をセットバックする工事費				
								周囲の景観と調和させるために、自動販売機の外観に覆いを設置する等に係る工事費	1/3	300		
一般建築物等修景助成	住	●	●					建築物の外観の修景に係る工事費(門塀、かき、柵、擁壁等含む)	1/4	750	*750	
								共同施設の整備				
								ポケットパーク				
								ストリートファニチャー(ベンチ、公衆電話ボックス等)	1/3	500		
								公共サイン(案内地図、施設誘導板等)等				
								屋外広告物の整備				
								屋外広告物の工事費及び改修費	1/4	100		
								(広告景観モデル地区指定後5年間優遇措置)	1/4	250		
								自動販売機の修景助成				
								要：自販機景観基準				
								自動販売機を壁面に揃えるために、機器の設置場所をセットバックする工事費				
								周囲の景観と調和させるために、自動販売機の外観に覆いを設置する等に係る工事費	1/4	250		
景観形成重点区域修景助成								景観形成重点区域における修景行為に係る費用	1/2	5,000		
景観形成重要建造物等修景助成							●景観形成重要建造物	基本・実施設計費及び工事監理費	1/3	600	3,300 (*3,700)	
								(保存活用計画の認定に必要な調査・計画・設計を含む場合)	1/2	1,000		
								保存計画に定める建築物の外観の修景に係る工事費(門塀、かき、柵、擁壁等及びライトアップの工事費含む)	1/3	3,300		
							●景観形成重要樹木(群)	景観形成重要樹木保存のために樹木医の診断及び治療に要する費用、及び移植費用	1/3	300		
星空景観形成助成							●	特定施設及びこれに準ずる施設の照明計画の策定費	1/4	50	2,600 策定費 含む	
								光害対応照明器具の設置に係る工事費	1/4	400		
								新設の特定施設及びこれに準ずる施設の光害対策に係る工事費	1/4	2,200		
専門家派遣事業												
景観アドバイザー派遣		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
								●ひょうごの近代住宅100選選定物件及び景観遺産	建築物の修景に係る個別相談(個人に派遣)	3人日以内	1人日30	
								○重要建造物及び景観遺産	ひょうごの近代住宅100選物件及び景観遺産の維持保全活用に 関する相談	3人日以内	1人日30	
								○(重要建造物等周辺)	景観形成重要建造物の指定及び景観遺産の登録に必要な調査	5人日以内	1人日30	
								○	勉強会、研修会の講師(団体・グループに派遣)	5人日以内	1人日50	
								○	その他景観形成推進活動(団体・グループに派遣)			
景観まちづくりコンサルタント派遣		○	○	○	○	○	○	○	(重要建造物等周辺)	・景観形成推進のためのアクションプラン作成のためのコンサル タント派遣 ・地区指定等に向けた景観形成基準等作成のためのコンサル タント派遣	一件あたり 150万円を上限	
景観形成等活動助成事業												
景観まちづくり活動助成		○	○	○	○	○	○	○	(重要建造物等周辺)	・地区指定等に向けた地区の住民活動 ・景観形成地区での景観形成推進活動	3/4	150
景観形成等推進員活動助成									助成対象:景観形成等推進員(県登録)	・優れた景観資源の発掘等の調査に要する費用等 ・住民の景観形成活動への支援活動	10/10	200
景観支障建築物等除却・改修助成事業												
景観支障建築物等除却費助成									助成対象:県景観条例指定区域で管理不全状態として 認定を受け指導・助言を受けた物件と所有者	助成対象経費(限度額): 木 造 2,000千円 非木造 7,000千円		
景観支障建築物等改修費助成									助成対象:市町景観条例指定区域で管理不全状態として 認定を受け指導・助言を受けた物件と所有者に助成 (補助)を行う市町	助成率:【県条例指定区域】上記助成対象経費の1/3 ただし市町から負担がある場合はその額との合算額 【市町条例指定区域】上記助成対象経費の1/6かつ市町助成経費の1/2		

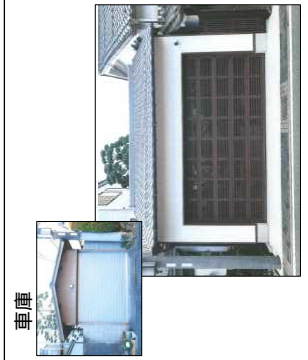
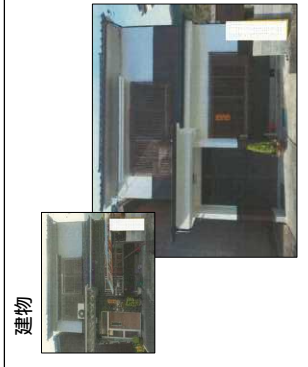
適用地区等欄表記凡例:
 ●: 適用
 ○: 適用(指定・認定予定地区を含む)
 歴・ま・住・沿: 記載の種類の地区に適用

修景助成活用の流れ 【歴史的景観形成建築物等修景助成の場合】

申請前の手順から申請・完了・助成金支払いまでのおおまかな手順を示しています。
申請にあたっては、規定集（実施要項、運用基準、実施細則等）をご覧ください。
（規定集は、市町担当がまちづくりセンターホームページ「良好な景観形成の推進」のページから入手できます。）

【一般建築物等修景助成】も手順については、ほぼ同じです。（助成の対象となるもの、助成額の上限、助成率が歴史的景観形成建築物等修景助成と異なります。）

様々な修景助成事例



申請者

修景のきっかけ

景観形成地区内で、建物・門塀等の新築、増改築、修繕、模様替等外観の変更を伴う工事を行うことになった。景観形成基準に則った外観にしなればなりません。

計画 設計・見積

市町担当に景観形成基準および修景助成等について相談 必要に応じて指導を受けてください。

必要に応じて景観条例に基づき届け出を行ってください。

景観アドバイザーの活用
・地区での景観形成に関する留意点や修景助成のポイントを相談物件の内容に応じてアドバイザーします。

修景助成申請準備

修景内容の確認[景観形成基準適合 = 助成可ではありません]

助成対象となる範囲・経費の確認
・不特定多数の者が通行する道路または眺望点等から景観の一部として捉えられ、街並み形成上、修景に配慮する必要がある部分、及びその部分と一体で不可分の部分
・地区の景観を構成する上で重要な部分必ず市町担当にご相談ください。

助成対象となる外観の部分に関わる工事費の積算（助成対象額）

助成金交付申請

景観形成支援事業実施細則に則って、書類を整えてください。

・市町の担当部署に提出し提出部数等は市町の指示に従ってください。

工事実施

決定内容に則って実施してください。変更がある時は、手続が必要ですよ。

完了報告

助成金請求

支払い（振込）

専門家による支援

景観アドバイザー派遣
・個別相談へのアドバイザー派遣
・地区・地域での勉強会への講師派遣
景観まちづくりコンサルタント派遣
・行政との協働による通りやブロック単位での具体的な景観形成計画・まちのみ整備計画等の策定

派遣の手続きは市町が行います。希望される方は市町担当にお申し出ください。

勉強会にアドバイザーを派遣。
コンサルタントを派遣により、住民と市町が協力して計画を策定します。
地区、街区、通りごとで住民のみならず景観形成に取り組む場合

申請できる額は、以下のとおりです。

助成項目	助成率	助成上限額 2)
伝統工法・意匠による歴史的景観の形成に資する修景工事費 1)	1 / 3	150万円 (330万円)
設計費	1 / 3	30万円 (60万円)
合計の上限	-	150万円 (330万円)

1) 工事費は、建物、門塀、その他（垣、柵等）を含む
2) () 書は景観形成基準を厳守したもの等で「景観形成支援事業評価・助言委員会」の審査で妥当と判断されたものの助成上限
3) 助成額は、項目ごとと合計額の両方で上限を設定

(公財)兵庫県まちづくり技術センター「まちづくり支援課」

《交付決定に際して》

- ・助成対象部分の精査や申請額の査定を行うことがあります。
- ・修景内容を精査し、指導、助言を行うことがあります。
- ・高額助成（申請額 150 万円超）の申請は、学識者等で構成する「景観形成支援事業評価・助言委員会」に諮り、審査します。

《額確定に際して》

- ・実施額に変更（値引き・契約額削減等）があれば、減額率に応じて交付決定額を減じることがあります。

